

犯罪被害者等基本計画案（骨子）について

1. 骨子決定までの検討状況

- ・ 4月28日、第1回犯罪被害者等施策推進会議開催。
- ・ 同日、第1回犯罪被害者等基本計画検討会を開催し、8月2日までに7回の検討会を開催して骨子案をとりまとめ。
- ・ 犯罪被害者等の支援に関する専門家等の有識者構成員と施策を担当する関係府省庁局長級構成員で議論。
- ・ 8月9日、第2回推進会議を開催し、骨子決定。

<検討の進め方>

1 犯罪被害者等からの要望（総数で615）すべてを一つひとつ検討

〔検討方針〕

- (1) 犯罪被害者等から出された要望それぞれについて、
犯罪被害者等のために有用でないもの、公共の福祉の理念に反するもの、より有用な代替的手段があるもの、のいずれかに該当するものでない限り、盛り込んでいく。
- (2) 盛り込む施策については、実施可能なものは速やかに実施し、検討を要するものには、検討の方向性を明示し、原則1年以内（大きな制度改正又は財源を伴うものは2年（例外的に3年）以内）に結論を出し、その結論に従った施策を実施。

2 集中的な議論（5つの重点課題について、7回にわたり検討会を開催）

〔5つの重点課題〕

損害回復・経済的支援等への取組， 精神的・身体的被害の回復・防止への取組，
刑事手続への関与拡充への取組， 支援等のための体制整備への取組，
国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

3 時間をかけた検討（検討会では、毎回議論が白熱。最大所要時間は、5時間半。総検討時間は、27時間。）

4 書面による事前の意見交換等を踏まえた密度の濃い議論

2. 犯罪被害者等からヒアリングを通じて寄せられた615の要望を踏まえた225（うち、再掲分25）の施策が骨子に盛り込まれた。

<盛り込んだ施策の内訳>

- 直ちに取り組むもの：183（約8割）
- 以後の検討に委ねられるもの：42（約2割） ただし、検討の方向性と期限を明示。

1年以内に取り組むもの：13，2年以内に取り組むもの：23，
3年以内に取り組むもの：3，法律等で定められた期限に合わせて行うもの：3

このほか、推進体制に関するものが19項目ある。
- 以後の検討に委ねたもののうち、3つの施策については、省庁の枠を越えた検討が特に必要であることから、推進会議の下に、有識者と関係府省庁からなる検討のための会

！ を設置して検討。 ！